

平成 28 年 4 月 1 日

工事関係業者 各位

日進市長 萩野 幸三

公共工事における中間前金払制度の導入について（お知らせ）

平素は公共事業にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

公共工事における前払金制度において、本市は受注者の調達資金の安定化を図ることにより、公共工事の円滑かつ適正な施工が確保されるよう中間前金払制度を新たに導入します。（詳細は、「日進市公共工事の前金払取扱要領」を参照してください。）

皆様におかれましては、制度の趣旨・内容についてご理解いただくとともに、公共事業の円滑な執行にご協力をお願いいたします。

記

1. 中間前金払制度について

（1）対象となる工事

契約金額が 500 万円以上の工事が対象となります。なお、工事の設計、調査、機械類の製造及び測量を除いたものとします。

※入札公告「V. 契約に関する事項」の「6. 前払金」欄が「適用」となっているものです。

（2）中間前金払の要件

対象となる工事が、次の各号に掲げる**いずれの要件にも該当すること**が必要です。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

※中間前金払の請求手続きについては、別紙をご覧ください。

2. 実施時期

上記については、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告する案件から実施します。

【問合せ先】

日進市総務部総務課契約検査係
電話 0561-73-3419(直通)

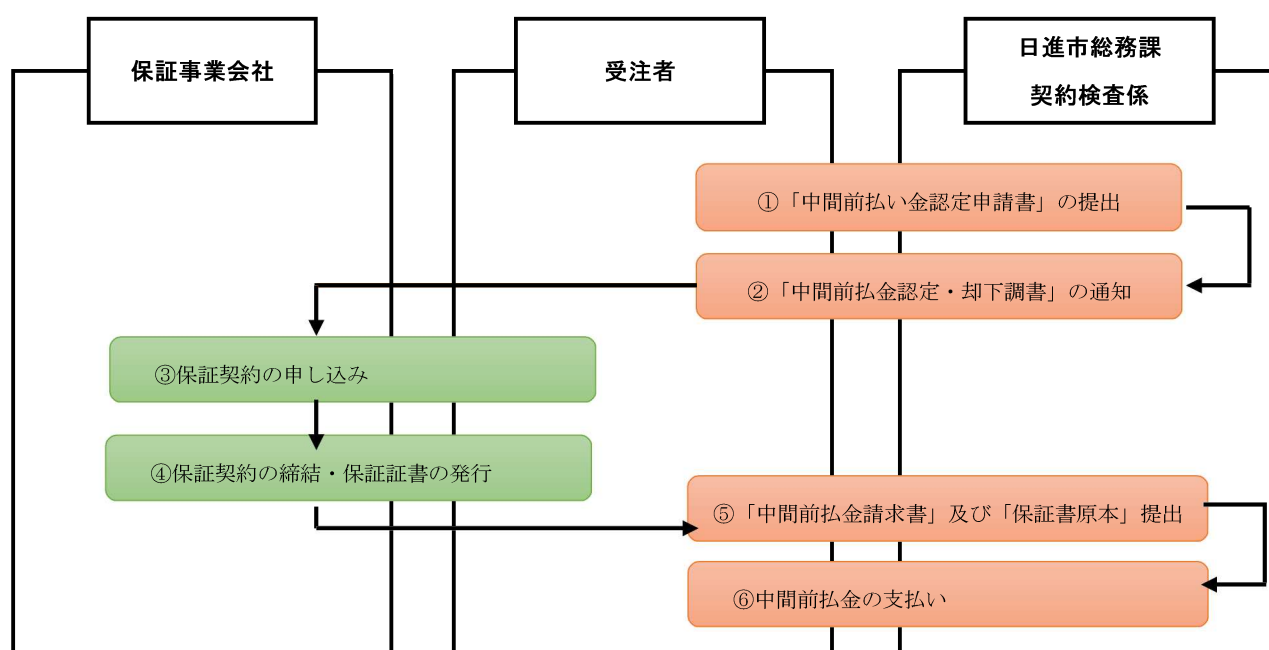
公共工事における中間前金払制度の請求手続きについて

1. 中間前金払制度の概要

日進市では、受注者への円滑な資金提供を図ることで、下請業者への適切な下請代金の支払い、受注者の資金繰りの改善につなげることを目的として、平成 28 年 4 月 1 日公告分より中間前金払制度を導入します。

中間前金払制度とは、既にした前払金（契約金額の 100 分の 40 を乗じて得た額以内）を支出した建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に契約金額に 100 分の 20 を乗じて得た額を限度に前払金を追加して支出できる制度をいいます。

2. 中間前金払請求までの流れ



①受注者は支払いの請求に先立ち、中間前払金認定申請書及び実施工程表を市長に提出します。

②市長は、申請があったときは直ちに審査を行い、当該審査の結果を中間前払金認定・却下調書（以下「認定調書」という。）により認定を申請した者に通知します。

③受注者は、保証事業会社に対して、発注者から交付された「認定調書」を添えて中間前金払に係る保証契約を申し込みます。

④保証事業会社と保証契約を締結することにより「中間前払金保証に係る保証証書」が受注者に発行されます。

⑤⑥中間前払金請求書に中間前金払の保証証書及び保証約款を添付し、市長に提出するものとし、市長は受領後 14 日以内に中間前払金を支払うものとします。